

公立大学法人愛媛県立医療技術大学寄附金取扱規程

平成22年規程第79号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人愛媛県立医療技術大学（以下「法人」という。）における寄附金の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「寄附金」とは、法人が運営する大学（以下「本学」という。）における教育研究を奨励するため寄附される寄附金で、理事長が次の各号に掲げる経費に充てることを目的として受入れを決定した寄附金をいう。

- (1) 学術研究に要する経費
- (2) 教育研究に供する図書、機械、器具及び標本等の購入に要する経費
- (3) その他教育研究の奨励を目的とする経費

(受入れの基準)

第3条 寄附金は、本学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究及び寄附の条件に支障がないと認められる場合に限り、受け入れることができる。

(受入れの制限)

第4条 次の各号のいずれかに掲げる条件が付されている寄附金は、寄附金として受け入れることができない。

- (1) 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。
- (2) 寄附金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し、又は使用させること。
- (3) 寄附金による研究の成果を寄附者に報告すること。
- (4) 寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこと。
- (5) 寄附申込み後、寄附者の意思により寄附金の全部又は一部を取り消すことができること。
- (6) 寄附金を受け入れることによって財政負担を伴うもの。ただし、本学の既定予算で賄えるものを除く。
- (7) その他学長が特に教育研究上支障があると認める条件

(寄附の申込み)

第5条 寄附金を申し込もうとする者は、寄附金申込書（様式第1号）を、理事長に提出しなければならない。

(受入れの決定)

第6条 理事長は、寄附金の受入れを決定するにあたっては、教育研究審議会の議を経た上で行うものとする。

2 理事長は、寄附金の受入れを決定したときは、寄附申込者に対し、寄付金受入受諾書

(様式第2号)により通知するとともに、その旨を担当教員(寄附申込者が指定した教員をいい、指定していない場合は理事長が指定する教員をいう。以下同じ。)に通知するものとする。

- 3 理事長は、前項の規定により寄附の申込みの受諾を通知する際に、当学の入金口座を記載した請求書等を併せて送付するものとする。

(研究等実施計画書)

第7条 担当教員は、研究等を開始しようとするときは、寄附研究等実施計画書(様式第3号)を作成し、理事長に提出するものとする。

(研究等完了報告書)

第8条 担当教員は、当該研究等が完了したときは、寄附研究等完了報告書(様式第4号)を作成し、理事長に提出するものとする。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、寄附金の取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際現にある改正前の様式第3号及び第4号の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際現にある改正前の様式第3号及び第4号の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。